

## 平成27年1月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

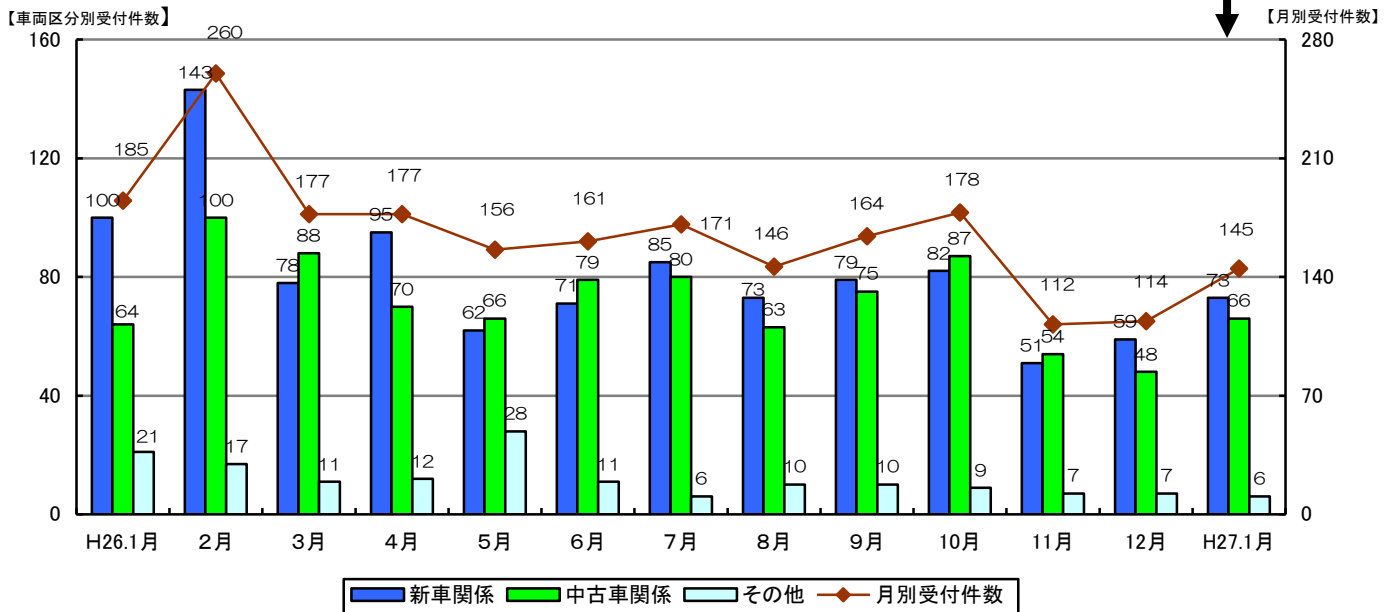
1月度の相談受付件数は計145件で、前月度と比較すると31件増、対前年同月比では、全体の相談受付件数は40件減であり、新車関係では27件減、中古車関係では2件増となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの問い合わせが最も多く、全体の約41%を占めています。

【相談者の内訳・平成27年1月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	73	66	6	145
広告代理店等	36	20	3	59
メーカー系ディーラー	22	7	0	29
自動車関係団体	3	7	0	10
中古車情報誌社	3	16	2	21
中古車専門店	0	8	1	9
メーカー	6	7	0	13
新聞社	1	0	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	1	0	3

【相談受付件数の推移・平成26年1月～平成27年1月】



## 2. 新車関係

新車の表示では、『価格表示』や『広告表現・企画の可否』に関する問い合わせが多く寄せられました。その他にも、軽自動車税の引上げやエコカー減税に関連した問い合わせ等が多く寄せられました。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	53	72.6%	その他	3	4.1%
景品関係	17	23.3%	合計	73	100%

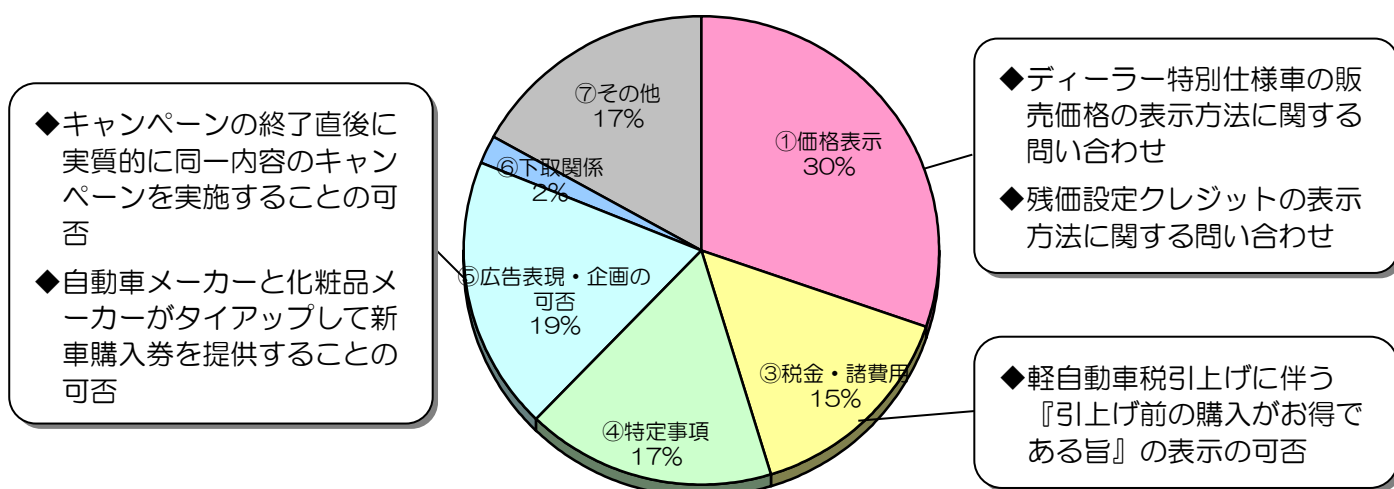
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>16</b>	<b>30.2%</b>	<b>④特定事項</b>	<b>9</b>	<b>17.0%</b>
表示方法	4	7.5%	燃費	1	1.9%
付属品・特別仕様	1	1.9%	安全・環境（ASV技術）	3	5.7%
値引き表示	2	3.8%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	2	3.8%	特別仕様・限定	1	1.9%
割賦・リース	7	13.2%	その他（ワキガ・統計数値）	4	7.5%
その他	0	0.0%	<b>⑤広告表現・企画の可否</b>	<b>10</b>	<b>18.9%</b>
<b>②特定用語</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	広告表現の可否	6	11.3%
新発売等	0	0.0%	企画の可否	1	1.9%
その他	0	0.0%	抽象的な問い合わせ	3	5.7%
<b>③税金・諸費用</b>	<b>8</b>	<b>15.1%</b>	<b>⑥下取関係</b>	<b>1</b>	<b>1.9%</b>
消費税関係	1	1.9%	<b>⑦その他（各種制度等）</b>	<b>9</b>	<b>17.0%</b>
その他（軽自動車税等）	7	13.2%	合計	53	100%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	8	47.1%	オープン懸賞	2	11.8%
一般懸賞（抽選等）	4	23.5%	その他（期間延長）	3	17.6%
			合計	17	100%

### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例

Q. 標準仕様車にカーペットマット・ワイドバイザー・スタッドレスタイヤを装備した当店オリジナル特別仕様車を販売する場合、カーペットマット等の付属品の価格は、車両本体価格に含めて表示してはいけませんか？

A. 規約上、販売事業者は、メーカー標準仕様車の価格を「車両本体価格」の名称で表示することとなっています。そのため、付属品の価格を車両本体価格に含めて表示することはできません。  
なお、ディーラー特別仕様車の販売価格を表示する場合は、「車両本体価格に付属品等を加えた合計金額」を表示するとともに、その内訳として「車両本体価格」、特別仕様として追加された「付属品等の内容」と「その合計価格」を表示して下さい。

Q. 1車種を除く全車種を対象とした『オプション5万円分プレゼントキャンペーン』を『1/31までの期間限定』と表示し、実施しているのですが、2月以降は対象車種の範囲を全車種に広げて『オプション5万円分プレゼントキャンペーン』を実施したいと考えています。この場合、2月以降のキャンペーンの対象車種の範囲が1/31までのキャンペーンと異なるため、別のキャンペーンと考えて問題ないですか？

A. 1/31までのキャンペーンと2月以降のキャンペーンは、対象車種が1車種増えることを除き同一の内容であることから、実質的に同一のキャンペーンを継続しているものと考えられます。したがって、『1/31までの期間限定』と表示しながら、2月以降も継続して実施することは事実と異なる内容となり、不当表示に該当するおそれがあります。

Q. 化粧品メーカーが自動車メーカーとタイアップして、当該自動車メーカーの新車を購入する際に使用することができる10万円新車購入券を、当該化粧品メーカーの男性化粧品（販売価格2,000円）に付けて販売したいと考えています。新車購入券の付いた男性化粧品は数に限りがあり先着順となりますが、実施することはできますか？

A. 男性化粧品の購入者にもれなく新車購入券をプレゼントする場合、この新車購入券は「他の事業者の供給する商品についてのみ使用できる割引券」であり景品類に該当するため、景品表示法の規制の範囲内で実施しなければなりません。先着順で提供する場合、総付（ベタ付）景品に該当し、提供できる景品類の最高額は取引価額（この場合2,000円）の20%となることから、提供できる景品類の額は400円までとなり、本企画は過大な景品類の提供となります。

### 3. 中古車関係

中古車の表示では、『価格表示』や『広告表現・企画の可否』に関する問い合わせが多く、その内容としては、値引き表示の可否や販売価格の表示方法に関する相談が多く寄せられました。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	50	75.8%	その他	10	15.2%
景品関係	6	9.1%	合計	66	100%

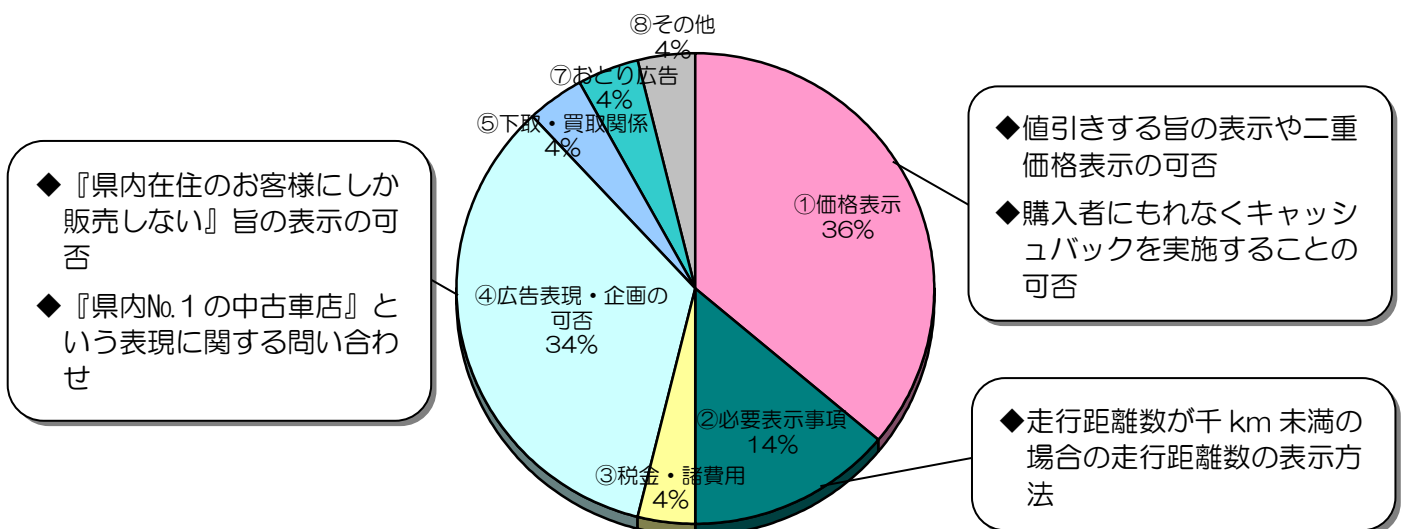
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	18	36.0%	③税金・諸費用	2	4.0%
表示方法	5	10.0%	消費税関係	0	0.0%
値引き表示	10	20.0%	その他（軽自動車税・諸費用）	2	4.0%
支払総額	2	4.0%	④広告表現・企画の可否	17	34.0%
割賦・リース	0	0.0%	広告表現の可否	13	26.0%
その他	1	2.0%	企画の可否	1	2.0%
②必要表示事項	7	14.0%	抽象的な問い合わせ	3	6.0%
走行距離数	5	10.0%	⑤下取・買取関係	2	4.0%
保証の有無	0	0.0%	⑥特定の車両状態	0	0.0%
定期点検整備実施状況	1	2.0%	⑦おとり広告	2	4.0%
その他（必要表示事項全般）	1	2.0%	⑧その他	2	4.0%
			合計	50	100%

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	3	50.0%	オープン懸賞	2	33.3%
一般懸賞（抽選等）	0	0.0%	その他	1	16.7%
			合計	6	100%

#### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例

Q. 来月末の2日間限定で実施するフェアにおいて、通常よりも安い販売価格を設定し、『この2日間は●万円お得!』と表示したいのですが、問題となりますか？

A. 中古車は、品質劣化や車検残及び自賠責・自動車税の未経過分の減少等による経済価値の下落など、時間の経過により商品の同一性が失われていく商品であることから、「過去の販売価格」等を比較対照価格とした二重価格表示（値引き表示）は、不当な二重価格表示に該当するおそれがあります。したがって、自店通常価格と比べて『●万円お得!』と表示することや、自店通常価格を比較対照価格としてフェアの販売価格を表示する等の二重価格表示を行うことはできません。

Q. 走行距離数が54kmの中古車を広告する場合に、走行距離数の10km未満を四捨五入して「50km」と表示して問題ないですか？

A. 規約では、走行距離数が千km未満の車両の場合、展示時点の走行距離計の表示値（実走行キロ数）を表示することとなっていますので、「54km」と表示しなくてはなりません。

Q. 自社で調査したところ、当店の展示場が県内で一番広いことがわかったことから、「県内No.1の中古車店!」と表示したいのですが、問題ないですか？

A. 「No.1」、「トップ」等の最上級を意味する用語を表示する場合は、その裏付けとなる客観的、具体的根拠を明瞭に表示して下さい。

今回のご質問のように展示場の広さが県内で「No.1」ということだけで、「県内No.1の中古車店!」と表示することはできません。展示場の広さが県内で一番広い旨を表示する場合には、「県内No.1の広い展示場!」等、何について「No.1」であるのか表示するとともに、その根拠として展示場の面積及びいつ時点の調査結果であるか等を明瞭に表示して下さい。

なお、展示場の広さや展示台数などについて表示する場合は、事実確認を十分に行った上で表示して下さい。

[\[「No.1」と表示する場合の客観的、具体的根拠の表示方法についてはこちらをご参照ください\]](#)

Q. 当店では、遠方のお客様には販売した後の保証等のアフターサービス対応ができないため、「販売は県内在住のお客様」としているのですが、問題ありませんか？

A. 販売後の保証やアフターサービスの関係等を理由に「販売は県内在住の方に限る」こと自体は問題ないものと考えますが、情報誌、同Webサイト、自社Webサイト等に在庫情報を表示している場合、遠方の方からの問い合わせが入る可能性がありますので、その旨を明瞭に表示するようにして下さい。